

毎年
1回

浄化槽をお使いの皆様へ

法定検査を受けましょう!

あなたの浄化槽からの放流水はきれいですか?法定検査を受けて身近な環境をより良くしましょう。

浄化槽をお使いの方には、浄化槽法に基づく「**法定検査**」「**保守点検**」「**清掃**」の3つの義務があります。

法定検査

年1回、浄化槽が適正に維持管理され、その機能が十分に発揮されているかどうかを確認する検査です。車にたとえると「車検」にあたります。

(公社) 富山県浄化槽協会へ依頼してください。検査員が直接伺い検査を行います。

※浄化槽を設置するときに補助金を受けた方は、その時に受検を約束しています。

・定期検査 **年1回** (11条検査)

毎年1回受けていただく検査です。この検査では、維持管理状況とBOD検査などの水質検査で総合判定を行います。

法定検査の依頼手続きを、保守点検業者に委託することができます。

・初めての検査 (7条検査)

新たに浄化槽を設置して、使用開始後3~8か月の間に1回だけ受けなければならない最初の検査です。この検査では、主に設置状況と水質の検査を行います。



保守点検

浄化槽が正しく運転され、その機能を維持するために点検・調整または修理する作業です。

富山県・富山市へ登録している保守点検業者へ委託してください。



清掃

浄化槽内の汚れたものが多く溜まると悪臭などの原因となるため、定期的にバキューム車で引抜き・洗浄する作業です。

市町村の許可を受けた清掃業者へ委託してください。



法定検査手数料 (非課税です)

種類	大きさ	~10人槽	11~20人槽	21~100人槽	101~300人槽	301人槽~
第7条検査		10,000円	11,000円	12,000円	15,000円	...
第11条検査		6,000円	7,000円	8,000円	11,000円	...

よくあるご質問

Q 保守点検業者と契約しているのに、法定検査も受けなくてはならないのですか？

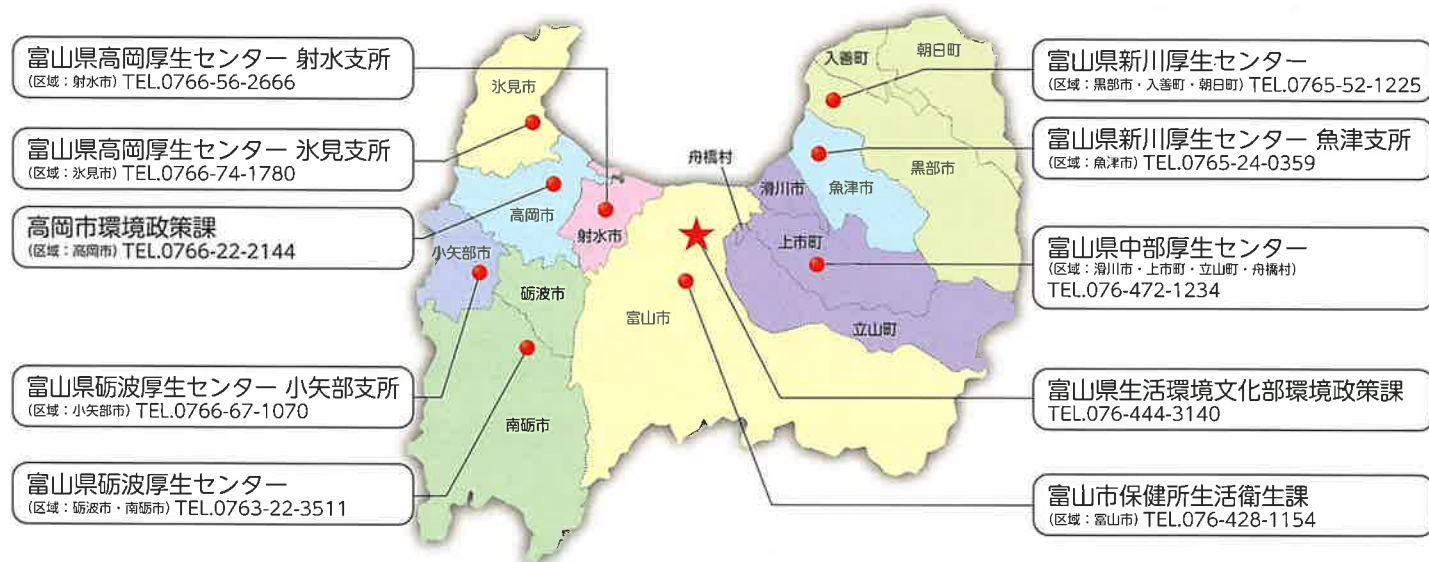
すべての浄化槽は、この法定検査を受けなければならないと、浄化槽法に規定されています。法定検査は、浄化槽の設置や維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するためのものであり、たとえ浄化槽保守点検業者と委託契約していても、その目的が異なりますから、指定検査機関による法定検査を受けなければなりません。

Q 法定検査を受けなければ罰則はありますか？

法定検査を受けていない浄化槽の設置者に対して、県知事は、指導及び助言、勧告、命令ができます。

正当な理由がなく、この「命令」に違反した場合は、30万円以下の過料に処せられます。

浄化槽に関するお問い合わせ及び届出書などの提出窓口は



管理者が 変更になったら

(浄化槽法第10条の2の3)

浄化槽の管理者(設置者や所有者)が変更になったら、30日以内に「**浄化槽管理者変更報告書**」をお住いの上記の行政窓口提出してください。



浄化槽の使用を休止したとき

(浄化槽法第11条の2の1)
(浄化槽法第11条の2の2)

転居や空き家等で浄化槽を使用しなくなったら、「**浄化槽使用休止届出書**」をお住いの上記の行政窓口提出してください。
その後の法定検査・保守点検・清掃の義務を免除することができます。
その時に、休止届の提出のほかに、清掃(全ての汚泥の引抜きと水張り)が必要です。
※使用を再開されたときは、30日以内に「**浄化槽使用再開届出書**」をお住いの上記の行政窓口提出してください。

浄化槽を 廃止したとき

(浄化槽法第11条の3)

浄化槽を下水道に接続したり取り壊し等で廃止した日から30日以内に「**廃止届出書**」をお住いの上記の行政窓口提出してください。



詳しくは、富山県浄化槽協会または保守点検業者へお問い合わせください。
様式は当協会のホームページからもダウンロードできます。

富山県環境政策課

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
TEL(076)444-3140

富山県知事指定検査機関

公益社団法人 富山県浄化槽協会

〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3
富山商工会議所ビル別館2階
浄化槽相談窓口 ☎0120-192-101

(SDGsの取り組み)



詳しくはHP ▶ 富山県浄化槽協会

